

## 鳥取県告示第437号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日の出

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

松井 弘

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉四丁目6-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じた福祉支援事業を行い、障がいのある人の自立に寄与することを目的とする。